

(102) 弁護士法人、外国法事務弁護士法人、
弁護士・外国法事務弁護士共同法人以外の法人事業所
(厚生年金保険適用・健康保険の適用除外承認を受ける場合) 役員・勤務する弁護士用

年 月 日

在職証明書 兼 健康保険被保険者適用除外承認申請書証明依頼書

東京都弁護士国民健康保険組合
理事長 殿

事業所名	
事業所所在地	
法人代表者氏名	印
(代表者が弁護士の場合) 弁護士登録番号	

当事業所は、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人以外の法人事業所で健康保険(協会けんぽ等)・厚生年金保険の適用事業所です。下記の弁護士は、当事業所に在職する弁護士資格のある役員又は勤務弁護士で、報酬・給与等を定期的に支給することとなり、社会保険(健康保険・厚生年金保険)の要件を新たに満たすこととなります。当事業所の主たる事業又は下記の者が担っている業務が弁護士資格との関連が強く、本人は東京都弁護士国民健康保険組合への加入継続を希望しているため、健康保険被保険者適用除外承認申請書の証明を依頼します。

なお、適用除外承認がございましたら、健康保険被保険者適用除外承認を東京都弁護士国民健康保険組合へ提出し、結果の届出とします。

記

記号・番号	84- .
氏名	
自宅住所	

新規採用の方で採用の日から適用される場合には就職年月日を、すでに所属されている方が、事務所より新たに給与等が定期的に支給され、社会保険(健康保険・厚生年金保険)の要件を新たに満たすこととなった場合には適用開始年月日を下記にご記入ください。

就職年月日	年 月 日
適用開始年月日	年 月 日

※ 勤務する弁護士法人以外の法人での就業内容が、「主たる事業又は業務」が弁護士資格との関連が強い場合で、健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険の適用対象に該当する際は、健康保険適用除外承認申請書の加入証明を行います(承認の可否については管轄の年金事務所の判断になります)

※ 上記事業所に在籍しながら、従前から所属している法律事務所にも、引続き在籍している場合には、法律事務所に係る「確認書」等の書類もあわせてご提出ください。但し、従前から所属している法律事務所が強制又は任意適用事業所で、すでに健康保険適用除外承認を受けており、今後も継続するため、適用が2以上事業所となった場合には、従前の事務所に係る書類提出の必要はありません(被保険者資格調査時に確認させていただきます)。

* 添付書類「健康保険被保険者適用除外承認申請書」

決 裁		
専務理事	事務局長	係員

処 理 欄	
申請書証明	承認証確認

国民健康保険法

第13条 国民健康保険組合は、**同種の事業又は業務に従事する者**で当該組合の地区内に住所を所有するものを組合員として組織する。

東京都弁護士国民健康保険組規約

(組合員の範囲)

第五 条 組合員は、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、神奈川県弁護士会、千葉県弁護士会及び埼玉弁護士会に所属する弁護士及び外国法事務弁護士並びにその法律事務所又は外国法事務弁護士事務所に勤務し業務に従事する者で、第三条の地区内に住所を有するものとする。

疑義照会回答(厚生年金保険 適用)(日本年金機構)

区分	整理番号	質問			回答
		案件	照会に関連する法令、条文	内容	
被保険者所属選択・二以上事業所勤務届	4	国民健康保険組合に加入中の二以上事業所に勤務した場合の取扱いについて	健康保険法第7条 健康保険法施行規則第1条、第2条、第37条 国民健康保険法第6条、第21条 平成17年12月15日保国発第1215001号・庁保発第1215003号	全国健康保険協会管掌健康保険の適用除外の承認を受けて国民健康保険組合に加入中の被保険者(事業主)が、新規に事業所を設立し、新規事業所においても被保険者(事業主)資格を有することになりました。新規適用事業所の業種が国民健康保険組合の業種と同一でないときは、二以上事業所勤務はどのようにして取り扱うのでしょうか。	国民健康保険組合に加入している方が、新たに全国健康保険協会管掌の適用事業所の勤務となった場合は、健康保険法の被保険者となりますので、国民健康保険法第6条及び第21条に基づき国民健康保険の資格は喪失することになります。よって、全国健康保険協会管掌の二以上事業所勤務被保険者として取り扱うこととなります。

都通知「国民健康保険組合の組合員に係る健康保険適用除外承認の要否について(回答)」(保国発0331第5号 平成26年3月31日)(抜粋)

1 A国保組合の組合員Bは、個人事業所Cの事業主としてA国保組合に加入していたが、役員(又は従業員)として法人事業所Dに所属することになった。なお、Bは法人事業所Dにおいて健康保険法の適用を受ける要件を満たしている。

(1) BがA国保組合の組合員資格を継続するためには、法人事業所Dに係る適用除外承認が必要か。

(2) Bが法人事業所Dに係る適用除外承認を受けないままA国保組合の組合員資格を継続しており、そのことが組合員資格の再確認等において発覚した場合、適用除外承認を受けていないBは法人事業所Dの役員(又は従業員)になった時点で遡ってA国保組合の組合員資格を喪失することになるか。

(回答)
法人事業所Dの事業内容がA国保組合の規約で定める事業以外である場合には、上記(1)の取扱いについては、法人事業所Dの役員(又は従業員)になった、時点から社保の適用となると思われることから、国保組合の資格は喪失すると考えます。従って、適用除外承認は要しないと考えます。
上記(2)の取扱いについては、法人事業所Dの役員(又は従業員)になった時点から社保の適用となると思われることから、国保組合の資格は喪失すると考えます。

常用的使用関係

常用的使用関係にあるとは、①法人、適用業種の個人事業所で被用者5人以上の強制適用事業所及び任意適用事業所と使用関係があり、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上(アルバイト、パート等を含む)、又は、②ア)週の所定労働時間が20時間以上、イ)雇用期間が1年以上見込まれる(令和4年10月からは2カ月を超えて見込まれる)、ウ)賃金の月額が8.8万円以上である、エ)学生でない及びオ)特定適用事業所または任意特定適用事業所に勤めている場合が該当し、健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険の適用になります。

特定適用事業所とは、事業主が同一である一または二以上の適用事業所で、被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時500人を超える事業所で、前述の条件を満たす方が、健康保険(協会けんぽ)・厚生年金保険の適用になります(令和4年10月からは被保険者の総数が500人から100人に、令和6年10月からは100人から50人に変更になります)。

任意特定適用事業所とは、国または地方公共団体に属する事業所および特定適用事業所以外の適用事業所で、労使合意に基づき、短時間労働者を健康保険・厚生年金保険の適用対象とする申出をした適用事業所です。

特定適用事業所の対象と要件

対象	要件	平成28年10月～	令和4年10月～	令和6年10月～
		(従来)	(改正)	(改正)
事業所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	変更なし
	賃金	月額88,000円以上	変更なし	変更なし
	勤務期間	継続して1年以上使用される	継続して 2カ月を超えて 使用される見込み	継続して 2カ月を超えて 使用される見込み
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	変更なし